

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業資金課）

項目名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し								
税目	法人税								
要望の内容	<p>法人（発行者以外の第三者）が継続的に保有等する暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1487 963"> <tr> <td data-bbox="901 795 1228 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 795 1487 851">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 851 1228 907">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 851 1487 907">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 907 1228 963">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 907 1487 963">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）（注）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 （注）特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの）を除く。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速</p> <p>（デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応） 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用（※）やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。</p> <p>※ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日） IV. GX・DX等への投資 5. DX</p> <p>（1）Web3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。</p>	
			政策の達成目標	Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
			同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
			政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。	
		要望の措置の効果見込		

	み(手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—